



平成 30 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株 式 会 社 メ デ ィ ネ ッ ト
代表者名 代表取締役会長兼社長 木村 佳司
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 経 営 管 理 部 長 落 合 雅 三
(T E L 0 4 5 - 4 7 8 - 0 0 4 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 12 月 20 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1)現在実施している構造改革に伴い、業務効率向上のための、現行定款第3条(本店の所在地)を神奈川県横浜市から東京都品川区に変更するものであります。
- (2)当社の将来に向けた事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の 175,120,000 株から 300,000,000 株に変更するものであります。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 26 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)に関する一部をそれぞれ変更するものであります。なお、本議案のうち当社現行定款第 26 条の変更に関する議案の本定時総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年12月20日(木)

定款変更の効力発生日 平成30年12月20日(木)

※但し、第3条は、取締役会において決定する本店移転日

以上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>175,120,000 株</u>とする。</p> <p>第 26 条(取締役の責任免除) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条(監査役の責任免除) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000 株</u>とする。</p> <p>第 26 条(取締役の責任免除) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条(監査役の責任免除) ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(附則) <u>第 3 条(本店の所在地)の変更は、本店移転が確定された時をもって開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>